

令和元年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月10日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
上下水道課長の発言	6
議案第 1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について	8
議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第 4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	13
議案第 5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	16
議案第 6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	20
議案第 8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	21

議案第 9 号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について……………	2 4
議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）……………	2 7
経済観光交流課長の発言……………	5 3
議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	6 4
議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	6 5
議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）……………	6 7
議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）……………	6 9
議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	7 2
閉会 の 宣 告……………	7 4
署 名……………	7 5

令和元年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 1 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日 午 後 2 時 5 4 分				
出席及び欠席委員 出席 13人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委員長	小松ひとみ	副委員長	八重樫龍介
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主査	佐々木美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一		
	副町長	山崎重信	副町長	末村祐子
	教育長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	應家義政	政策推進課長	三浦英二
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	三上久人
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和元年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和元年12月10日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

(10) 議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)

- (11) 議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- (13) 議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- (14) 議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）
- (15) 議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

本委員会の委員長には、3番、小松ひとみ委員を指名します。

小松ひとみ委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（小松ひとみ君） ただいまご指名いただきました小松ひとみでございます。喉が不調のためちょっとお聞き苦しい点あるかもしれませんが、そのところをご容赦いただきまして、スムーズに進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（小松ひとみ君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、4番、八重樫龍介委員を指名します。

◎上下水道課長の発言

○委員長（小松ひとみ君） 審査に入る前に、三上上下水道課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

三上上下水道課長。

○上下水道課長（三上訓一君） おはようございます。上下水道課です。

当課には、本年度、盛岡市さんから4カ月交代で応援いただいておりますけれども、12月1日から新たに戸来貴大主任が着任しておりますので、本日自己紹介という形で紹介させていただきます。

○上下水道課水道室主任（戸来貴大君） おはようございます。12月から来年の3月までの4カ月間お世話になります盛岡市上下水道局の水道維持課から参りました戸来貴大と申します。よろしく申し上げます。

平成28年の台風10号の際には、私も5日間ほど復旧応援ということで参加させていただきました。主に乙茂地区を中心に活動したのですが、あと二升石や中里でも活動させていただきました。今回は、安家地区の水道の工事業務を中心に携わらせていただきます。今回このような長期の長い派遣は初めてなので、至らない点等あるかと思うのですが、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞ4カ月間よろしく願いいたします。

○上下水道課長（三上訓一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についての内容についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行、それから成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして、成年被後見人等に係る規定を改正するとともに、功労者に対する特別待遇の見直しを行いまして、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

今回成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正が、この関係が議案第1号、それから第2号、第4号、第6号と4件上程してございますので、ここでこの改正内容の概要を若干説明させていただきます。

成年後見制度は、精神上の障害、例えば認知症などが挙げられますけれども、それにより判断能力が不十分であるため、法律行為の意思決定が困難な方々の判断能力を補いまして、その方々の財産等の権利を擁護する民法上の制度でございます。本人や配偶者、4親等以内の親族などの申し出によりまして、後見人において財産の売買等の法律行為を代理して行う、そういった制度でございます。

今回の改正は、これまで成年後見人制度を利用したという事実があれば、一律に排除する扱い、欠格事項扱いだったものを条例等から削りまして、個別に資格等にふさわしい能力があるかどうか、これを判断してくださいというように改正されたものでございます。

それでは、本条例の説明に戻らせていただきます。別紙の新旧対照表をごらん願います。第1条から、次のページの第8条まででございますけれども、こちらにつきましては用字、用語等の整理を行うものでございます。

3ページの第9条の改正でございますけれども、功労者に対する特別待遇について、近年の葬儀の簡素化等に伴う情勢を踏まえまして、功労者に対する弔詞を廃止するために、それを削除しまして、あわせて用字、用語等の整理を行うものでございます。

第10条の改正は、先ほど説明させていただきました改正に伴うものでございまして、功労者に対する特別待遇の停止に係る同条の第1項第1号の規定を削除するとともに、各号を繰り上げて用字、用語の整理を行うものでございます。

11条以下につきましては、用字、用語の整理を行うものでございます。

なお、第9条の弔詞の贈呈の廃止に係る改正につきましては、10月11日に開催いたしました

岩泉町表彰選考委員会によって了承いただいていることを申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するよう、ご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明に対する質疑はなるべく簡単明瞭をお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する

条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例は、先ほどの成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正の中で、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格事項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴いまして、当該改正箇所を引用している条例中の号ずれ等に伴う改正をしようとするものでございます。

それでは、別紙の新旧対照表をお願いいたします。最初の第1条関係は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。こちらは、地方公務員法の一部改正に伴いまして、号ずれの改正を行うものでございます。

第2条関係は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。こちらは、地方公務員の欠格条項の削除に伴いまして、文言削除、それから所要の条文整備をするものでございます。

7条の2第1項第8号では、「財団法人岩手県教職員互助会」を「一般財団法人岩手県教職員互助会」に改正をさせていただきます。それから18条の2第2項、「第18条第1項」を「前条第1項」に改めるほか、次ページから、第25条第8項は地方公務員法第16条において規定する地方公務員の欠格条項のうち、成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴いまして、当該箇所を引用している文言の整理をするものでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの第3条関係は、岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正になります。こちらは、第9条第1項について、地方公務員法の一部改正による地方公務員の欠格条項の削除に伴う文言の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 職員の分限についてと成年被後見人ですが、今までで職員に係る分で、この条項等に該当するというふうな案件があったかどうかはいかがですか。

○委員長（小松ひとみ君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） これまではありません。

○委員長（小松ひとみ君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、岩手県人事委員会の勧告に伴いまして、一般職の職員の給料及び一般職の任期付職員の給料を改定しようとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表1ページをごらん願います。一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）の一部改正でございますけれども、別表第1はそれぞれ職における給料表の改定内容となっております。

一般職の職員の月例給につきましては、高卒初任給で2,000円、大卒初任給で1,600円の引き上げとなります。今回は、若年層を中心とした改定でございます。高卒初任給からおおむね30代後半までの職員が在職する号給を200円から2,000円増額する内容となっております。

岩泉町の行政職で実際に増額対象となる職員は、1級、2級に在職する70人でございまして、一月当たり200円から1,900円の増額となります。一般職の給料に係る改定率につきましては、

平均 0.13%の引き上げとなります。

今回の改正による影響額につきましては、約 170 万円となります。

次に、新旧対照表の 24 ページでございます。一番後ろでございます。岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。こちらの表は、特定任期付職員の給料月額の設定でございます。1号給を 1,000 円引き上げるものでございます。特定任期付職員につきましては、弁護士や公認会計士との高度の専門的な知識、経験等を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用ができるものとなっております。なお、現在本給料表が適用される職員は岩泉町では 1 人、危機管理監となっております。

以上で一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 3 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 0.1%の平均で、200 円から 1,900 円と町の職員には関係があるようですが、この傾向は昨年と比較した場合というか、毎年人勧の流れは上がる傾向にあるのか、それとも落ちついているのかというあたりをお願いいたします。

○総務課長（應家義政君） 戸来秘書人事室長。

○委員長（小松ひとみ君） 戸来秘書人事室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

給与改定の方角といいますか、最近の傾向ですが、昨年までは給料表全般が増額傾向でしたが、今年度の人事委員会の勧告ですと若年層のみということで、昨年度まではほぼ全職員が、上がらない方もいますけれども、対象になっていたのですが、今回は若手中心ということで、具体的に申し上げますと、私は若手のほうに入らないため上がらないということになります。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） このアップについては、意義とかそういうのはありませんが、若干確認をさせていただきます。

まず1つは、一般職の職員のほかに、中には任期付職員、あるいは今度新たに会計年度任用職員が出ます。そうしたときに、任期付職員の給料表は一般の職員と同じものを使うものでしょうか、そのところをご説明願います。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長。

○委員長（小松ひとみ君） 戸来室長、お願いします。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

任期付職員につきましては、一般職と同じ給料表になります。今回ご審議いただいています特定任期付職員につきましては別途給料表がございまして、このため別に改正の表を提案しているものでございます。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 同じ給料表を使うということでした。

それから、私もよくわからなかったのですが、任期付職員、岩泉町にも結構いるようでありまして、20人ぐらいいるかということでお聞きしておりました。これは、期限を切つての採用と、3年ということであるのですが、最近この中で3年を過ぎてやめている方はおりますでしょうか。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 任期付職員につきましては、採用の際には最大3年ということで、その後更新できても最大で5年ということになっております。近年の動向ですと、台風災害がありましたので、3年で任期満了となっている職員はおりませんが、ただ自己都合により退職した職員はおります。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 任期付につきましては、また後でやります。

そのほかに、今度臨時職員が会計年度任用職員というのに変わるわけですが、いっぱい出てくるのですが、この方々の給料表とかそれは、今回これに入っているのでしょうか、お願いします。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長。

○委員長（小松ひとみ君） 戸来室長、お願いします。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 会計年度任用職員の給料表についてでございますが、条例につきましては9月の議会でお認めいただいたところでございます。その条例の中で給料については規則に委任するというので、現在規則制定について事務を取り進めているところでございます。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） おはようございます。それでは、議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備

に関する法律並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行によりまして、成年被後見人等の人権の尊重や不当に差別されないよう、保育士、養育里親等の欠格事由の見直しを行い、成年被後見人等に係る欠格条項を削除等するとともに、こども園等の待機児童対策等の保育需要に応えるものとして、原則保育の必要性の認定を受けた3歳未満の子供の保育の提供の終了後も、満3歳以上の児童に対し必要な保育等が継続的に提供されるよう、こども園等の連携施設の従来の基準の内容を緩和し、連携施設の確保を不要とする規定等ができたものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。まず、第6条第5項、こちらにつきましては文言を整理するものでございます。

続きまして、第7条第2項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係るこども園等の連携施設の確保が著しく困難である場合、代替保育を不要とする規定を追加するもので、同条第3項は前項の場合において小規模保育事業者等の連携、協力を行うものとして確保する規定を追加するものでございます。

同条第4項は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難である場合は、連携施設の確保を不要とする規定を追加するもので、同条第5項は前項の場合において、利用定員が20人以上である場合、地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設等であって、連携協力を行うものとして確保する規定を追加するものでございます。

第17条第2項第4号は、こども園等から給食の調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業者等の給食の調理業務を適切に遂行し、利用乳幼児の年齢等に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮等ができる施設を追加するものでございます。

第24条は、養育里親等の欠格事由を見直し、成年被後見人等に係る欠格条項を削除したことに伴う号の繰り上げになります。

第29条から第45条までは、文言を整理するものでございます。

第46条第2項は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者について、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

附則、第2条第2項は、施行日以降に家庭的保育事業の認可を受けた施設等については、施行日から10年を経過するまでの間は自園調理への移行に向けた努力義務を課す規定を追加するものでございます。

第3条は、第46条第2項を追加したことにより、特例保育所型事業所内保育事業者を除く規定を追加し、連携施設の確保を不要とする経過措置の期限を5年から10年に緩和したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この条例を改正するに当たってのこども園とか認可外保育園があった場合に、岩泉町で具体的な事例として不都合が出てくる、もしくはこういうところがよくなるという具体的な事例、説明できるような案件があるのか、もしくは岩泉町は条例を改正しても従来と何ら変わることがないということなのか、お願いをします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

この条例の改正によりまして、今質問のございました内容でございますけれども、特に今の状況と変わることはございません。不足と申しますか、これ以上多くなってきた場合についてのみでございますので、今の状況ですと一応備えておくというふうな内容の条例となっております。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私も同じことを考えているのですが、今回のこの条例の一部改正によって、新たに保育事業所の設置が、いわゆるこの基準が緩和されたということのような説明なので、少しは保育所の数がふえるのではなかろうかなというふうに思ったのですが、見通しについては今話がされたとお理解してよろしいのかどうかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 議員お見込みのとおりでございます。今後子供の数が今のところ増加傾向にはございません。そうしますと、もしいろんな状況が変わりまして子供の数がふえてきて、こども園、保育所に入れなくなる場合についてということで、今のところそういうことで条件を整備しておくという内容の条例でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この議案書の1ページについて伺いますが、第2条に規定する小規模保育事業所A型、あるいは小規模保育事業所B型、事業所内保育事業所、これについて町内の実態はどのようになっているのかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 岩泉町内には、現在そのような事業所はございません。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 新しく保育所をつくれるような見通しが無い答弁をいただいてもあれなのですが、もし仮に新規にこの保育事業所が設置された場合は自治体、いわゆる町の補助が受けられるものかどうかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 町の補助ということでございますけれども、国からの事業でございますので、国としての支援策はございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧
事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 次に、議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施

設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔席がえをお願いします〕という人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 済みません。席がえをお願いします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例についてでございますけれども、令和元年台風19号災害の農地・農業用施設災害復旧事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるため、条例の一部を改正するものでございます。

3年前に発生いたしました平成28年の災害復旧につきましては、本年度を最終年度として復旧工事を進めているところでございます。19号の災害が発生し、今回被害を受けた地区は小本地区であり、28年台風10号被害と同じ方々が被災されている状況にありますので、台風10号災害と同様の取り扱いをすることが適当であると判断し、現行条例の一部改正とさせていただくものでございます。

別紙の新旧対照表をごらん願います。現行条例の題名を平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例と改称し、このことにより第1条中におきまして、「及び令和元年台風第19号」を加えるものでございます。

施行の日でございますけれども、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、一部改正する条例についての説明となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

◎議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） それでは、ご説明いたします。

議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

本改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものでございます。

それでは、議案3枚目の新旧対照表をごらんください。第4条の欠格条項から第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とします。

また、第5条第1項第1号中「勤務成績」を「勤務実績」に改め、同条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改めるものです。

第6条第2項以降は、用字、用語の整備となります。

本条例の施行日でございますが、令和元年12月14日からとするものです。

以上、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お伺いします。

成年被後見人となると、説明がありましたように、精神的に若干障害があったりして、後見人の方がついていないと自己判断とか、いろいろなところに支障があると。そういう方が例えば消防団員になられた場合に、緊急の事態とか、それから火災への対応等々になった場合に、少し本人に負担をかけてしまうと、危険が伴うのではないかというふうな判断がされるわけですが、そういう点についてはいかがなものでしょうか。

○消防防災課長（和山勝富君） 佐々木主査から。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木主査、お願いします。

○消防室主査（佐々木哲也君） ご懸念のご質問に関してですけれども、当然ですが、消防団員という業務の性質上、災害の前線に立つということで、自己判断等必要な場面がございます。新旧対照表のほうには明示されておきませんが、第5条の第1項第2号、分限の中でですけれども、今回の被後見人等にはかかわるところでございませぬが、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合、降任または免職することができるという条文がございます。今回被後見人等の条項は削除となりますけれども、この条文を踏まえて、入団等の際には消防団長を踏まえ、慎重な判断が必要であると考えております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、席がえをお願いいたします。

◎議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） それでは、議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この改正ですが、教育委員会では、平成26年度に策定した岩泉町学校適正配置基本計画に基づき、児童生徒のよりよい教育環境の整備などのために学校統合を進めてまいりました。これまで関係する保護者の皆様、地区の住民の皆様と協議してきた結果、来年3月末日になりますけれども、本年度末をもって、小川小学校、門小学校及び安家中学校が閉校し、4月からは小川、門、両小学校は新設小川小学校として、安家中学校は岩泉中学校に統合することで合意に至ったものでございます。

それでは、議案のほうの説明をさせていただきますが、本議案の最後のページになります。3枚目になりますが、新旧対照表のほうをごらん願いたいと思います。この表ですが、現行と改正後を掲げておりますが、小学校の設置につきまして規定している第1条の次の表に、現在ある小学校8校を掲載していますが、このうち下線をつけている門小学校の名称、位置を閉校のため削除し、新設となる小川小学校の位置を現在の門小学校の位置に改正しようとする内容で、改正後の一覧表は右側のとおり7校とするものでございます。

また、中学校の設置につきましても、規定しております第2条の次の表に現在ある中学校5校を掲載しておりますが、このうち下線をつけている安家中学校の欄を閉校のため削除しようとする内容でございます。改正後の一覧表は、右側のとおり、4校とするものであります。

戻っていただきまして、次に議案の2枚目になりますが、こちら別紙公布文のほうをごらん願います。本文の4行目、先ほどご説明いたしました第1条の表中から門小学校の項を削り、小川

小学校の項の位置を岩泉町門字町 32 番地 3 に改め、また本文下から 3 行目、第 2 条の表から安家中学校の項を削るもので、附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。それでは、議案の審査の方をよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 7 号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 7 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 8 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第 8 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 続きまして、議案第 8 号になります。岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

先ほどの岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例とも関連しますので、あらかじめご了承のほうをお願いしたいと思います。

改正の概要ですけれども、今回の改正は、来年 4 月に新設の小川小学校となる門小学校の名称

を学校開放の対象施設から外しまして、また同じく来年4月から安家中学校が岩泉中学校に統合となることから、安家小中学校の表記を安家小学校に改正しようとするものでございます。

それでは、議案のほうの説明させていただきますが、本議案の最後のページ、新旧対照表のほう、3枚目をごらん願いたいと思います。この表のほうも現行と改正後掲げておりますが、別表第1、第8条関係でございます。体育館使用料の表の中にある右側、使用料50円の区分の中から下線で表示する門小学校を削除し、「安家小中学校」を「安家小学校」に改めようとするものでございます。改正後は右側のおりとなります。

また、その下、別表第2、第8条関係でございますが、こちらのほうが屋外運動場照明施設使用料の表にある右側、使用料650円の区分の中から下線で表示する「安家小中学校」を「安家小学校」に改めようとするものでございます。改正後は右側のおりとなります。

戻りまして、次に議案の2枚目、別紙公布文のほうをごらん願いたいと思います。本文の6行目、先ほどご説明いたしました別表第1中、現行の学校名の入った表を門小学校を除き、「安家小中学校」を「安家小学校」に改正した表に改め、あわせまして別表第2の中の「安家小中学校」を「安家小学校」に改めるものとなっております。

なお、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明のほうを終わります。それでは、ご審査のほう、よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここで、施設の開放に関する条例から外れたところに関しての条例なり規則なりというのは整備されているのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上次長。

○教育次長（三上義重君） 済みません。私のほうが質問の中身をちょっと理解できなくて申しわけございませんでした。

こちらの学校開放のほうからは外れますが、今現在各学校区さんと相談もしておりますが、まず地域のほうに、やはり要望が多いのは地域のほうで使いたいというのがございますので、まずはその地域のほうとの活用方法を検討します。今同じように休校になっている学校ございますので、そちらと同じで、そちらのほうも今地域のほうで使いたいという要望があれば、お貸しを

しておりますので。こちらの学校開放の部分からは外れる、対象からは外れることにはなりますが、地域のほうには要望どおり活用をいただいているような状況でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、個別対応というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 現在は、各地域のほうから使いたいという要望があった場合にお貸ししているような形で、個別で対応してございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 施設の開放ですが、その開放というのがどのぐらいの範囲を指しているのか。実は、一緒に行った同僚議員も知っているのですが、議員と語る会で、この施設を学区内の方でなければ使用できなかったとかというような声があるのです。具体的に言えば、岩泉に住んでいる人が、既に閉校になった例えば二升石とか浅内の施設を使う場合にも使用できるのかどうか。小川にいて、例えば閉校になった中沢を門なり裊綿の住民が利用できるのかどうか、その中に開放も含まれているのかどうか、見解をお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） まずは、学校施設の開放につきましてのほうは、決まりの中では、地域限定でこの地区の方にとすることは記載のほうはしてございません。例えば今閉校になっている学校であっても、ことしの夏は昭島との交流にも使っておりますし、そのお話があれば、その活用につきましては地域の方にもご連絡して、こういったので今学校の体育館を使いたいそうだがということで了解を得て、それで使用するほうをしているような状況でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連をすることになります。学校開放から、学校が存在するときには学校開放条例になるのでしょうか、だけれども、今までのお話を聞くと、ずっと何年も引っ張っているようなところもありますが、このところを整理整頓する必要があるのではないのでしょうか。学校施設からは一回廃止を受けたと、そうすると普通財産に行くと、管理はそちらに行くから、そちらから地域のほうの管理に回っていくとかというふうなことのほうがわかりやすいのか、それとも学校という限りは、いつまでも教育委員会が管理をしまいりますということなのかどうかのすみ分けがちょっとわかりづらいところがあるのですが、いかがでしょう。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 本来であれば、学校施設のほう、今閉校になった後に、実際利用目的がありまして、地域とか、あとは民間事業者が入ってきて即活用できれば、とても町のほうでもうれしいところではございますが、各委員ご案内のとおり、現在一般質問等でも毎回出るように、なかなか遊休財産として活用方法が、もともとの校舎自体が大きいものですから、なかなか活用方法が見つからずに来ている状況でございます。そのために、今庁舎内では横断的にプロジェクトチームで検討している段階でございますので。

それで、今のところは学校としてあったものを閉校した後は、まだ教育委員会のほうで、そこがはっきりするまでは教育財産として今はまだ残して活用して、地域と協議しながら、もし利用したいという要望があれば、地域のほうにも確認しながら使わせているような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小松ひとみ君） 議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上教育次長。

○教育次長（三上義重君）　続きます、それでは議案第9号になります。岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

今回の改正は、提案理由に記載してございますように、有能な人材を育成することを目的として貸し付けを行っている町の奨学資金貸付制度におきまして、定住化対策の一環として、町の奨学資金を借り受けた者が将来岩泉町へ定住するきっかけとなるよう、町在学期間の奨学金の返還を免除しようと改正するものでございます。

それでは、議案のほうの説明になりますけれども、議案の3枚目、最後のページ、新旧対照表のほうをごらん願いたいと思います。現行の資格につきまして、第2条第1項を右側の改正後のとおり、第1号から第4号までの各号に整理を行いました。

また、現行の返還の免除につきましても、第15条第1項を右側の改正後のとおり、第1号及び第2号の各号に整理を行い、さらに今回の改正の目的でございます定住化促進のために第3号を追記し、裏面のア、町内に住所を有している者、イ、町内で就業している者若しくは就業しようとする者又は町外で就業している者であって町民税を納めているものということで、町長が相当であると認めるときは返還の免除を行おうとするものでございます。

また、同条第2項におきまして、下線で表示する会計年度ごとに決定を行うことで、追加の改正を行うものでございます。

戻っていただきまして、議案の2枚目になりますが、別紙公布文のほうをごらん願いたいと思います。本文の5行目、先ほどご説明いたしましたように、第2条第1項の奨学資金の貸付けを受ける資格のある者を次の第1号から第4号までのいずれにも該当する者とすることに改めまして、あわせて中段、第15条第1項を次の第1号から第3号までのいずれかに該当するときに、町長が奨学資金の返還未済額の全部または一部を免除することができることに改め、同条第2項中「審査して」の次に「会計年度ごとに」を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでありまして、この条例の施行日前に返還期限が到来した奨学資金の返還未済額に係る免除につきましては、従前の例によるものとしてございます。

以上で説明のほうは終わります。議案のご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君）　提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここには年限の規定はないのですが、会計年度ごとに、1年ごとに処理していくということよろしいでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 今回改正しましたように、毎年度、年度初めのところで状況確認を行うために、会計年度ごとで確認のほうをしたいということで追記したものでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、年半ばの場合には月割りとかということになるのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 奨学資金のほうは、実際は借り入れた額のほうから計算しまして、月ごとの奨学金のほうで計算して返還してもらっております。そのために、今回の基準のほうは月ごとの基準になっていますので、そのとおり月額で、岩泉に在住した月がスタートで、岩泉からもし出られた場合、いなくなられた場合は、その月までのところを返還するという月ごとでの計算の免除になっています。なので、日割り計算はありませんが、月ごとでということになります。

○委員長（小松ひとみ君） 7 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 現在この条項に該当するという方が何人おられるのか、全体のうちの何人というふうなのがわかれば、なおありがたいです。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 今現在継続して奨学金のほうを返還されている方は 23 人になります。これは、本年の 3 月末現在の数字が 23 人でした。現在は、途中で返還が終了しますので、18 人になっています。そして、現在貸し付けを受けている、まだ返還始まっていませんが、学生で受けている方が 12 人ございます。それで今 30 人の方が対象ということになっています。ただ、その中で町内で働いている方は 1 名のみなのです。それで、人数的には改正をしたことで影響が余りないのではないかという考え方もあるかもしれませんが、ただ町とすれば、やはり一人でも多く定住していただきたいと思っておりますので、今回の改正に当たりまして総務課の財政担当のほうも確認しましたらば、交付税で 1 人分というのは約 20 万円ぐらいになるので、1 名でもかなり影響は大きいですし、これから働いてもらう方の確保ということもありますので、一人でも多くの方が岩泉町に戻って来てもらう、あるいは卒業した後に働いてもらいたいということの対策

の一個になればと思って改正するものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 30分の1でも2でもいいのですが、ぜひこの制度は高校なり、それから各関係機関に啓蒙して、やっぱり帰ってきてもらったり、今までは借りて、そして町内に住んでいても返還をしている人たちも何人もいるわけですが、今回は一旦大学には行くけれども、帰ってくれば、帰ってきてきちんと仕事をするということになると、この奨学金は返還の義務はないというふうな意味で、いい定住化の力になるかと思っておりますので、ぜひ条例の啓蒙を図っていただきたいということ、これは要望でございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、席がえをお願いいたします。

◎議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして概要を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、人勤に伴います人件費の補正、それから災害復旧対応予算等について補正をお願いするものでございます。

歳出から主なものについてご説明をさせていただきます。14 ページをお願いいたします。2 款 1 項 10 目諸費で、19 節、町民バス運行費補助金 1,328 万 8,000 円をお願いしてございます。町民バスにつきましては、9 月から 10 月で締めて精算を行うものでございますけれども、今回は大規模改修費等々がございましたこと、それから利用者の減等によりまして赤字が増額になったものでございます。

次の 17 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 19 節で、被災者生活再建支援金 210 万円をお願いしてございます。これは、台風第 19 号の被災者に対する、11 世帯に対する支援金となっております。

次に、29 ページをお願いいたします。9 款 5 項 3 目の学校給食費、18 節備品購入費、給食センター用備品購入 160 万 6,000 円をお願いしてございますけれども、これは来年度から高校に対する給食が開始……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（應家義政君） 失礼しました。給食センター用の備品購入をお願いしてございます。

それから、下の 10 款 1 項 1 目の農業施設災害復旧費、それから下の林業施設災害復旧費で、それぞれ 2,860 万円、6,500 万円の災害復旧をお願いしてございます。農地等小災害復旧は台風 19 号、その下の林道施設災害復旧費も 19 号、下の林道施設小災害復旧工事につきましては、台風第 10 号の分でございます。この 3,500 万円が 10 号の分でございます。

次に、歳入でございますけれども、お戻りをいただきまして、11 ページをお願いいたします。15 款 2 項 1 目不動産売払収入で立木売払 1,650 万円をお願いしてございますけれども、これは大牛内のナラ枯れ木の周辺の立木の売り払いを予定しているところでございます。

下の 17 款 2 項で基金繰入金 6 億 4,124 万 2,000 円を減額しまして、繰り戻しをしまして、トータルで 8 億 4,395 万 1,000 円となるものでございます。

18 款 1 項 1 目の繰越金では、前年度繰越金 6 億 2,799 万 4,000 円をお願いしてございます。

あと、歳出がこのほかに新規事業等概要で 3 件ほど資料として添付させていただいておりますけれども、これにつきましてはその場で担当課のほうから説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。第 2 表の地方債補正でございますけれ

ども、補正後の限度額を14億6,050万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定いたしました。

13ページをお開きください。これから質疑を行います。歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） なしと認めます。

5目財産管理費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 7目支所費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 10目諸費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次に、ここで2款総務費に入る前に、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ホールディングスの中のきのこ産業ところでお尋ねしたいのですが、今期半年間で経常利益がマイナスの4,500万円ということで、昨年同期とはどうだったのかなど。あるいは、キクラゲは幾らかでも貢献したのかどうか。そして、もう一つが今後の見通しはどう

なのかと。

以上、3点をお尋ねします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

きこの産業の経営状況についてでございます。まず、前年と比較しましての状況でございますけれども、去年の状況と今年度を比べまして、ほぼ同じような形で推移してございます。9月に入り市況の値段のほうは若干下がりましたので、昨年度よりは少し成績のほうは赤字がふえているという状況ではございますけれども、全般で見ますと、年間計画でいきますと、大体計画どおりの推移というふうに見込んでいるような状況でございます。

今後の見込みですけれども、例年も秋の需要期、冬期間の需要期というのがございますので、ここで現在の赤字の金額を解消するというところでおりまして、今年度におきましても同じような形で見込んでいるという状況です。

加えまして、生産の状況でございますけれども、昨年度と比較しまして、1こま当たりの生産量もふえてございますし、あとは労働のほうの面につきましてもコストの削減等取り組んでいる状況ですので、経費の削減について、例えば生産の増大についても取り組んでおりますことから、計画どおりに進むのではないかなというふうに考えてございます。

最後、キクラゲの状況でございます。キクラゲは、試験的に導入して取り組んでみました。栽培については、予定の数量と大体見込みは同じぐらいかなと、気候も夏場の気候を使いまして、生産は今後の経営のほうに取り組んでいけるというものを確認してございますし、生産物のほうの販売につきましては、現在は乾燥で保管をしている状況でございます。今後取引先等との商談をしまして、来年度に向けた取引のほうを踏まえた中で計画をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、進みます。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。5項統計調査費、1目統計調査総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この20節の扶助費、福祉灯油について伺いますが、これは当初から見れば金額も半分に減った事業だと思うのですが、ことしもやられるということで。そこで、この灯油の助成を受ける町民の方々については、既に該当するの方々については、担当課が承知しているものと思うのですが、いかがですか。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

全部を詳細にわたって承知というわけではございません。おおむね750世帯が該当するであろうということでの予算計上でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、想像してみればわかるのですが、この助成を受ける方々の年齢層、特にも街から離れた地域の方々については、申請手続が非常に難しいと、難儀だという話をよく聞くのです。前回は話したような気がするのですが。そうであれば、その前に今までのやり方でことしも申請を受け付けるのか、あるいはまた少しでも簡素化に向けて取り組むのかどうか、この点についてまず伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 確かに交通の便が悪くて、申請が困難だという方もいらっしゃいますけれども、各支所でも受け付けを行っておりますし、また民生委員の方をお願いして申請をしている方もおります。この制度が申請主義というふうなこともございますので、今現在のところ、今までどおりの状況で申請手続を進めるということで考えております。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 特にも預金通帳ですか、これも何か必要だということで、それを本人が行きづらいのに、また民生委員に見られたくないわけです、心情的に。それで、できるものであれば、現物支給でやられたほうがこれからの、今七百何人ですか、この方々について何とか、せっかいいい制度なので、やっぱり一人でも多く助成を受けられるような、今はやりで言えば、助成を受ける方に寄り添った対応をすべきだというふうに私は、実際申請される地域の方々の多くが、しかも高齢の方々が、そこまで行くのにも大変だと。例えば支所がある有芸を見ても、枅の木とか、水堀とか、公共バスも半日に1台とかというような感じであれば、この貴重な5,000円をいただくに半日費やすわけだ。あるいは1日費やす。そのところでやっぱり勘案してもらって、何とかその手続の簡素化に向けて、これは町独自のやり方で私はできるものだと思って、この受ける方々の声を声として今話をさせてもらっていますが、何とか手続の簡素化に向けて努力していただきたいというふうに思いますが、改めてこの方向性についてご見解をお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの件につきまして、申請主義というのが基本とはなっておりますけれども、できる限り福祉の関係の皆様からのご協力とか、どのようなことができるのか、内部でも検討して、より町民に寄り添った申請手続の方法にしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 19節の高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業補助金89万5,000円、これの内容についてお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 小成主任。

○委員長（小松ひとみ君） 小成未華主任。

○社会福祉室主任（小成未華君） お答えいたします。

本補助金は、高齢者と障害者の方が自宅で暮らす中で住宅改修が必要な場合に交付をする補助金でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） わかりましたけれども、次の目に同じ名前の同じような金額が出ているのですが、これとの関係ではどうなのでしょう。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまの補助金につきましてでございますが、この補助金は例年ですと申請が出てきてからということで計上はしていないところございました。今回この補助金を利用して住まいを改装したいという方がおられましたので、今回計上して、その対応をするものでございます。

それで、身体障害者の方でもございますので、私どものほうでは3款の1目の社会福祉総務費のほうで計上している分は、この89万5,000円と、さらに具体的に言いますと、その方への補助制度としては日常生活用具給付費の中に40万円ちょっとございまして、約120万円ほどがその方への補助制度というふうな内容となっているところでございます。

3目のほうにつきましては、3目の方はまた別な方というふうな対応ということでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 23節の償還金の関係で、生活困窮者の就労準備支援事業について返還が生じています。この生活困窮者というふうな、ちょっと使っていいかどうか難しいのですが、そういうふうな基準と、何人ぐらいが該当して、今回の返還の理由は何かというところをお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷生活再建支援室長。

○委員長（小松ひとみ君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

こちらは生活困窮者の就労準備支援事業の精算返還金ですけれども、内容としては今やっております台風の被災者の見守り相談支援事業の部分と、あともう一つ、よりそい・みらいネットさんに委託している事業の分の30年度に実施した分の実績に応じた返還金となっております。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 実際の件数的なというのは把握しているものでしょうか。何世帯分、何件とかというふうなことで。

○委員長（小松ひとみ君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 実際の相談件数ということでよろしいでしょうか。よりそい・みらいネットさんのほうですと、30年度ですけれども、出張相談のほうを48日行いまして、85件の相談を受け付けているということですし、訪問のほうですけれども、こちらのほうが町で

やっている部分のほかに、社協さんとクチェカさんをお願いしている部分もありますけれども、直営の部分で148日、586件、あとは社協さんが109日で522件、クチェカさんが89日で500件の訪問等を行っているというものになっております。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これは、困窮者というのの何か一定の所得なりの基準であるのか、それとも相談あった人だけが困窮者という捉え方をしているのか、そういうようなのは基準というのがあるのかどうかお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷生活再建支援室長。

○委員長（小松ひとみ君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 補助金の名称がこういう生活困窮者という事業を使っているもので、その方も含めてなのですけれども、現在はその方も含め、あるいは台風被災者も含め、幅広くそこは区別しなく対応しております。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 補助金の返還ですから、総額で幾らが来て、今回幾ら返還するのかというのをお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷室長。

○委員長（小松ひとみ君） 熊谷生活再建支援室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） こちらの補助金が見守り事業が2分の1補助で、よりそい・みらいネットさんの分が4分の3の補助になるのですけれども、30年度に受け入れた額が約1,900万円、こちらが事業実績で1,260万円となったところで、今回の減額となっております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、進みます。3目老人福祉費、質疑ありませんか。

6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 19節の補助金ですが、先ほどの質問です。お願いします。

○町民課長（三上久人君） 佐々木長寿支援室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木長寿支援室長、お願いします。

○長寿支援室長（佐々木 仁君） お答えいたします。

こちらの目に設定しております高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業補助金というものは、対象者が名称のとおり高齢者及び障害者と2種類、大きく分けるとございます。そのうち、今回計上させていただいております分については高齢者、具体的に申し上げますと、介護認定を受けられた方についての住宅改修の補助金となっております。今回の補正内容については、その3件の分の増額をお願いでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○長寿支援室長（佐々木 仁君） 申しわけありません。続けて説明させていただきます。

対象者は、先ほどご説明したとおりですけれども、住宅改修といいましても、その方が在宅の生活をするに当たって、高齢者が例えば身体が不自由になって、段差があつて、そういう部分を解消する、例えば畳の部分をフローリングにするとか、あとは手すりをつけるだとか、そういう生活の動線に支障がある部分を住宅改修において解消して、長く在宅生活を続けていただくというような補助事業の内容となっております。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今の質問と答弁を聞いていて、明確な違いがよくわからないのです。1目のほうの推進事業補助金と名前が一緒だと、答弁がそれぞれ課が違ったというだけの話なのかなど。だとすると、もう少し具体性をつけた説明方法がないと、こういう議論になってしまうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） この事業は、基本的に同じ事業でございます。バリアフリー化で、対象が高齢者なのか障害者なのかの違いでございます。ですので、予算計上上、社会福祉総務費については障害者分、老人福祉費については老人分という同じ事業を項目によって分けているという部分でございますので、ご理解のほどひとつよろしくお願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今のご答弁でありますけれども、補助の歳入の関係とか、何か財政運営上支障があつて分けているわけですか。そうでなければ、社会福祉費で一本でもいいのかなと私は思います。それについてはいかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 予算計上上は、いろんな補助金もありますし、いろんな項目があります。例えば土木費なんかも、道路としゃべれば、林道もあり、農道もあり、普通の道路もあります。道路でもそういった感じで分けているということで、項目ごと、費目ごとに分類できる部分につきましては、予算計上上はそういった分類をするというようなルールでやっております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、進みます。4目国民年金費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 10月1日から保育料が無償化したわけですが、岩泉町の場合は、これまで町の単独事業として第3子以降を……

○委員長（小松ひとみ君） 今妊産婦医療助成のことで、3目のほうでお願いいたします。

○委員（林崎竟次郎君） わかりました。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、2目に進みます。2目児童措置費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、3目児童福祉施設費。

6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 岩泉町は、これまで単独事業として第3子以降を無料とする、そういうふうな政策をとってきました。10月1日から副食費が有料になったので、町民税のかかるそういう世帯については、これが有償というか、有料化になったわけです。私一般質問で、全ての世帯の軽減化ということでやったわけですが、せめて所得に関係なく、多子の世帯については無償化すべきと考えますが、どう考えるでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 相沢主査から。

○委員長（小松ひとみ君） 相沢主査、お願いします。

○社会福祉室主査（相沢光栄君） お答えいたします。

副食費、月額4,500円についても、保育料と同じように岩泉町では独自減免として第3子免除を実施しております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 確認ですが、そうすると第3子以降、所得に関係なく無料を継続していると、そののちのところをお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 相沢主査。

○委員長（小松ひとみ君） 相沢主査、お願いします。

○社会福祉室主査（相沢光栄君） お答えいたします。

細かく言うと、18歳未満の第3子以降ということになりますけれども、こちらも継続して、第3子及び第3子以降は、副食費も無償ということでやっていきたいと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、確認ですが、副食費が有料となっているのは町民税課税世帯の第1子、第2子の分ということですか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 相沢主査。

○委員長（小松ひとみ君） 相沢主査。

○社会福祉室主査（相沢光栄君） お答えいたします。

副食費を徴収している世帯ですけれども、大体年収でいいますと360万円未満の世帯については免除しております。ですので、年収360万円相当以上の世帯の方が実費負担ということになります。

○委員長（小松ひとみ君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 調べたのですが、全世帯に無償化をしても、金額としてはそう大きくない金額でできるのです。だから、これ準備して進めたら、新年度からできると思うのですが、この点については課長の見解を伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えします。

9月の議会でお認めはいただいたわけですが、全国のまちの動きというのは、この間大変いろいろと無償化のほうに動いているようなところもございます。そういった点も踏

まえまして、今後無償化、全無償化になるべきか、それとも一部どうしても有料でいかなければならないのか、そういったところは内部でまた検討してまいりたいと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、進みます。3目母子保健費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 5目保健師設置費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 6目環境衛生費、ありませんか。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ここで質問いたします。

ごみのステーションボックス、各地区に多数ありますが、これの設置場所、設置基準とか、場所とか、そういうのは何か定められて決められておるのですか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 中川原総括室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 中川原総括室長、お願いします。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

ごみの収集ボックスの件でございますけれども、こちらの設置のほうは各自治会、住民のほうで場所を決めて、住民のほうの費用で設置していただいて、新たに設置するような場合はご連絡をいただいて、業者さんのほうにルートを変更するとか連絡しますよということで、逸脱しないレベルで新たな設置とか、場所を変更するというようなことを対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） そうすると、各自治会でどこに設置するかというのを決めているということですか。自治会では、3戸以上でなければだめだと言われたというところもあるのです。

〔何事か言う人あり〕

○委員（合砂丈司君） 3戸以上、戸数、ボックス、ごみのボックス。

あるところでは、1戸、1軒だけでも設置しているところあるのです。だから、何か矛盾しているところあるのだが、そういうのを各自治会が決定して決めているのかどうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 中川原総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 中川原総括室長、お願いします。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） お答えいたします。

申しわけございませんが、戸数に対する設置場所について今手元にございませんで、明確な答弁ができないところがございますけれども、ごみ収集につきましては日数、時間と場所、コース等が決められておりますので、できるだけ効率的なコース、場所という設定が前提になっているかと思えます。そこである程度まとまった集落につきましては、まとまった場所での設置ということになると思えますし、離れたところに1軒しかないような場合は1軒でも設置ということがあろうかと思えますので、明確に1軒であれば設置できないとか、3軒以上であれば設置できるとかというのはケース・バイ・ケースになってくるのではないかなというふうに思えます。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） わかりました。1軒、戸数は、確かに集落から離れているからあるなど私も感じておりましたが、今安家での河川改修で工事が進められておまして、民家がほとんど移転して、ボックスが残っているのです。家がなくてもボックスだけが残っている。あれを持ってこられないかなという住民があって、ほかの自治体で欲しいと。それを勝手に持ってくるわけにいかない。自治会に相談しなければできないということで困っているのですが、そういうのが早く自治会で許可がおりれば、別な自治会に、欲しいところに移動してもらいたいのですが。特に安家地区は、災害公営住宅が終わって移転して、ボックスもあると思う。かなり余ってくるのか、残ってくると思う。そういうのをぜひ早目に移動できないかどうか、その辺についてお聞きします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 中川原総括室長。

○委員長（小松ひとみ君） 中川原総括室長。

○保健福祉課総括室長（中川原克彦君） 安家地区の河川改修工事、今盛んとやっている最中かなと思えますので、ある程度落ちつきましたらば、地元の方々のご要望と現状、実際に欲しい場所と使わなくなった場所等を双方の地元の方々に相談して、調整がつくところから対応していき

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 特に困っているのは、黄色い網をもらってかぶせているらしいのですが、そういうところへすぐそばにカラスが巣をつくっていて、来るそうです、生ごみに。小動物が来たりして大変だと。できるだけ早く欲しいという自治会もありますので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、席がえをお願いいたします。

では、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、ここで次に進む前に新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長、お願いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、新規事業等概要の説明をいたします。

資料の1ページをお開き願ひます。野生動物侵入防止緊急対策支援事業についてでございます。事業実施主体は、岩手県アフリカ豚コレラ侵入防止協議会となります。この協議会は、県内の養豚農家、養豚企業で構成され、国の支援事業を導入するために、本年10月に設立されました。先般農林水産省において、アフリカ豚コレラの表記を英語表記のASFとしたことで、協議会の名称は現在岩手県ASF侵入防止協議会となっております。資料のほうは、旧、これまでの名称でなっておりますが、現在はそういう形になってございます。

事業の目的でございますが、国内で豚コレラが感染拡大しており、その感染拡大の要因として、野生イノシシが指摘されているところでございます。このことから、野生イノシシなどの野生動物の養豚農場への侵入防止を図るため、協議会が実施する農場周辺や出入り口等への侵入防護柵等の整備の経費に対しまして一部を助成するものでございます。

事業の内容につきましては、岩泉町内の養豚農家1戸を対象に防護柵860メートル、可動柵35.2メートル。補助対象事業費は税抜きのため765万6,000円としており、その4分の1を補助するものでございます。事業上は4分の1以内ということでございますけれども、今回の予算措置は4分の1をお願いするものでございます。

事業の負担区分及び補助金の流れについてでございます。実施主体の協議会が国、県、町それぞれに補助金を申請いたしまして、対象農家に対して助成する流れとなります。なお、消費税相当額については、農家負担ということとなっております。

財源の内訳についてでございますけれども、191万4,000円、全額が一般財源であります、特別交付税措置の対象となっております。

以上、野生動物侵入防止緊急対策支援事業の概要説明となります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（小松ひとみ君） 説明が終わりました。

次、4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 県内だけでなく、全国的にこの対策が急務であるというふうな報道もされております。この事業で対策は十分となるのでしょうか、お示してください。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 国のほうでも、豚コレラについてはイノシシの感染によるものと捉えているようでございます。つきましては、防護柵によりまして感染が遮断されるという可能性は高いということで、これをもって感染の拡大を阻止したいというような状況のようでございます。

なお、アフリカ豚コレラというふうな形になりますと、現在ワクチン等もございませんので、また新たな対策として必要になる場合があるかもしれませんけれども、豚コレラにつきましてはこの防護柵で十分対応できるものと思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、この事業というのは、例えば事業者からの要請があつてからするとか、そういったものではなくて、こちらからやりましょうというか、そういったことがあつてやるのか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） この事業は、国の事業の補正事業で急遽予算化ということの事業でございます。現在は、関東のエリアまで豚コレラが拡大しておりますけれども、県といたしましては養豚の産地でもございますので、県でもそれについては万全の体制を期したいというこ

とで、全養豚農家さんを集めまして事業の説明を行いまして、協議会の設立という形で、協議会の設立をもってという形になってございますので、そういった形で現在進めてきましたということです。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この事業を実施する場所において、現在までにイノシシ、その実態はどうなのか、確認されたのか、まだ見えないのか、そこら辺について伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 本事業の対象となります養豚農家周辺におきまして、イノシシの目撃情報はないところではございますが、106号線沿い、あるいは340号線沿いでの目撃情報はございますので、そういった状況ですので、結構広範囲に生息しているのかなというふうには考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12番。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、これは事業の着工なり、完成はいつを見込んでいるのか伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 事業の実施期限は3月31日でございますけれども、雪の深い地域でございますので、降雪量がまだ少ない年内にはできるようにという形では協議会のほうでも考えているようでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本昇君） ここの説明で、野生イノシシ等とあります。イノシシだけであればいいのですが、この「等」というのの中に、例えば飛んでくるものとか、それからくぐってくるものとかというふうなものも想定されるのか、それともイノシシだけということではいけないのか、そこはどうでしょう。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 想定される野生動物につきましては、イノシシが第1位でございますけれども、その他の小動物も含むと。こういった形で入ってくるかは目に見えないものでございますけれども、そういった小動物も侵入防止する対象として「等」をつけているようでございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、進みます。

5 目基幹集落センター等運営費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、ここで第三セクターの経営状況について、一般社団法人岩泉農業振興公社についての質疑をお願いします。

12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 経営状況についての資料の 2 ページ、この中の科目で育成牧場事業収益と町育成事業収益と 2 つの科目があるのですが、この違いは何なのかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

育成牧場事業収益と町育成事業収益というふうに分かれてございますけれども、町育成のほうは町有牛になりますし、育成牧場事業収益というのは一般農家からの預託事業という区分で、町有牛については別に会計を区分しているということから、こういうふうになってございます。

○委員長（小松ひとみ君） 12 番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それから、よく聞いてもらいたいのですが、今までもやられてきたわけだ、家畜の、ホルスタインの貸付事業ですか。これの分娩 2 カ月ぐらい前になれば、それぞれご案内があるわけだ、4 頭なり 5 頭なり。それで、貸し付けをするためにどのようなところに着目をして、各それぞれ該当する牛を酪農家に貸し付けしているのか、その選定基準の主な指定は何なのかについてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 八重樫畜産振興室長。

○委員長（小松ひとみ君） 八重樫畜産振興室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

貸し付けをする際の決め方なのでございますけれども、これはまず貸し付けるものを農家さんに通知いたしまして、希望をとるのでございますけれども、それで希望者が重なった場合の優先順位といたしまして、以前借りた期間が長い人から優先して貸すこととしております。結局 1 年前に借りた人と 1 カ月前に借りた人が申し込みをした場合には、1 年前に借りた人を優先してお貸しするというふ

うな方法をとっております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 恐らくそこらでないかなと思っているのだが、大事な視点が欠けているのだよ。申し込み用紙は、たしかA4サイズか、経営状況なり頭数を書いて申し込むわけだが、肝心の借りようとする農家の牛舎も見ないわけだ。やっぱり見るべきです。というのは、何で借りようとするかというのは、いわゆるいい牛乳を出したいためなのです。酪農家によっては、ご案内のように、年をとって高齢牛になれば、乳質が当然悪くなるわけ、体細胞がふえてきて。そこで、更新をしたいなと思って申し込むわけ。ところが、今言ったように、前に借りたものの年数や何かというと、肝心の牛乳生産、いい牛乳ができなくなるわけだ。それから、ことしのように暑い夏には、牛を相当の農家で熱射病で亡くされたわけだ。そういう牛舎の穴があいたところにも希望を出しているわけ。ところが、今言ったようなただ1つの視点だけで、借りたのは最近はだめで、遠くからとか、こういう判断ばかりではなく、もう少し個々の牛舎を見たり、それから牛舎の牛群の構成年齢を見て、やはり高齢牛はここは多いな、体細胞が悪いなとか、月に2回乳質検査もやられているわけだ、検定員を入れて。それでデータはすっかり出ているわけだ。

それで、これからの視点としてだが、よく聞いてもらいたいのだが、そういう視点をやっぱり第一に考えて、ただ、ただ借りた年数がどうかではなくて、あそこのところをやってもらえば、ホールディングスの牛乳の乳質も私はよくなる、またそのことによって生産者も所得が当然ふえるわけだ。そういうことを念頭に置いて、これからやっぱり考えてもらいたい。よろしく願いたい。答弁は特にいいです。よろしくね。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

休憩（午後 零時04分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（小松ひとみ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

21 ページ、5 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業総務費、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

2 目林業振興費。

4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここの8 節報償費、172 万 8,000 円の内容をお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長。

○委員長（小松ひとみ君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

こちらの内容につきましては、現在行われています鹿、そしてイノシシの有害捕獲の際にお支払いしている報償費、こちら今まで1 頭当たり 8,000 円の報償費をお支払いしていたところですが、今回さらなる捕獲を推進していく必要があるというふうに判断いたしまして、それぞれ1 頭当たり 1 万 6,000 円の報償費のお支払いをさせていただきたいと思い、今回計上したものでございます。

以上となります。

○委員長（小松ひとみ君） 4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 確認。今 1 万 6,000 円と申され…… 1 万 6,000 円でいいのですか、1 頭当たり。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（八重樫龍介君） 8,000 円ではなく、倍になるということ。

順を追ってお伺いしますが、まず今年度、今までとれた分の熊、鹿、カワウ、もしイノシシもいるのであればお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

ことしの有害捕獲の頭数についてご報告申し上げます。まず、ニホンジカですけれども、現在 11 月末時点になりますが、271 頭、ツキノワグマに関しましてはことしは 23 頭となっております。また、カワウにつきましては 18 羽となっております。また、イノシシについてはことしは捕獲は

まだございませんが、目撃情報については去年から一気に急増しているような感覚を持っております。

あと、補足ですが、ハクビシンについても有害捕獲は年々増加傾向にございまして、ことしは現時点で28頭の捕獲というふうに聞いておりました。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ここで、作業道についてちょっとお伺いしたいのですが、メーター1,000円の補助ということで、その算定根拠は大体半分ぐらいだろうということで1,000円になっているというふうに認識しておりますが、その辺はそのとおりでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 作業道の補助事業につきましては、議員おっしゃるとおり、メーター当たりの開設事業費を2,000円というふうにこちらでは見積もりをしております、それに対して2分の1を上限として考えております。ですので、開設費用の2分の1については、ケース・バイ・ケースで変わってくるものと捉えておりますが、いずれメーター当たり2,000円に対して上限1,000円というふうに考えております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 通常の場合であれば、それでいいと思うのですが、ご存じのようにあらゆるところが破壊されている状況の中で、到底2分の1ということではどこにも足りないという状況があちこちに発生しているわけです。それで、やっぱり林業振興の観点から、台風10号災害による場合については、何がしかを考えるべきだと思うのですが、課長の頭には一切ないですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 作業道の補助につきまして、災害関係でございますけれども、現状の町単で実施してございます2分の1の事業につきましては、ご案内のとおり新規の作業道開設の場合の2分の1、それを適用して、拡大しながら、災害復旧でもということで実施している状況でございますので、現時点では担当課としましては2分の1のままで進めていきたいなというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 13番、野館議員。

○委員（野館泰喜君） 2分の1ではないので言っているのです。多くの場合が、作業道の奥のほうに入ると2分の1の適用でいけると。ただ、ほとんどの場合、入り口のところが大規模に破壊されている場合が多いようです。それで、これに関しては河床掘削等の土砂を優先的に運び入れるとか、言葉では言うものの、実際の山林所有者はどうしたらいいかわからない状況でいるのが現実なのですが、相談の窓口に出向いたらそういう対応をしてもらえるかどうかについてはいかがですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

相談の窓口については、当課で相談に乗らせていただきたいと思います。というのも、状況の把握等できない部分もあるかと思しますので、やはり皆さんから情報をいただいて、その上で2分の1の検討が必要であるのか、場所によってはそういったケースを設けたらいいのかということもございますので、当課でまずは相談に乗りまして、事業の制度の改変が必要であれば検討していきたいなというふうに思っています。

○委員長（小松ひとみ君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 最後。林業関係で2,000円ということで、2分の1で1,000円というのが出ていると。そうすると、仮に災害に絡んでメーター1万円かかるとなれば、5,000円出してもいいところまで踏み込めないですか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町単の作業道の整備の補助につきましては、あくまでも作業道の新規開設ということでの制度設計でございます。委員のご質問につきましては、また新たなものとしての捉え方になるのではないかなと思われますので、それは別の視点から検討しなければならぬかなというふうには思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 鹿の捕獲について伺います。

相当数捕獲しているようです。その中で、捕獲によって頭数は減っていると考えていますか。それとも、次から次と子供が生まれるから現状維持なのか、とつてもつてもふえているのか、どのようなお考えを持っているのかお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 鹿のほうの頭数の状況、正確に頭数のほうを把握できる状況にないというわけでございますけれども、いろんな皆さんからの情報なり、私もいろんなところを見た中で状況ですと、増加傾向に間違いなくあるだろうというふうに思っております。

私のほうの大川地区のほうですけれども、やはり放牧地があるために相当数ふえているのだらうなと思っておりますし、それが小川地区に移り、安家地区に移りというような形で、どんどんエリアのほうも拡大しているのではないかなというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） とらないと、そのままふえていくだろうし、とるからある程度の頭数は減るかもしれないのですけれども、このままずっと続けても、恐らくこれは頭数はどんどん、どんどんふえていくのではないかなと思うのです。それで、このままの捕獲方法でいいのか、もっと捕獲する方法があるのか、減らす方法があるのか、その辺はこれからもう少ししっかりと調査研究して進めていかないと、せっかくお金を出してとっているのに、後からまたどんどん、どんどんふえてくるというのでは、余り効果のほうは、やらないよりは減っているわけだからいいのですけれども、その辺はやはり今後考える必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

捕獲方法につきましては、いろんな情報ももらいながら、アンテナを張りながら、情報収集しながら研究に努めてまいりたいと思っておりました。今回の補正をお願いしている中身につきましては、これまでは猟友会の皆さんに捕獲のほうをお願いしていたわけなのですけれども、ほぼ四、五名の方のみで例年の頭数にいております。というのは、やはり8,000円であればフルメンバーの皆さんが常に活動できる条件にはないと、金額ではないということが数年前から皆さんのほうからご要望として上がっていた中身でございますので、今回8,000円を1万6,000円にすることによって、相当の皆さんが夏場のわななり、冬期間の狩猟での捕獲のほうはさらに進むのではないかなというふうに思っております。今年度におきましては、ワサビの被害のほうは拡大いたしました。その反省も踏まえて、今回1万6,000円にさせていただいて、さらに捕獲頭数を高めながら、被害のほうを軽減していきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 鳥獣捕獲に関連してですけれども、今1万6,000円に8,000円からアップというふうなことで、ご英断なのかなと思います。これは、今年度の4月からの分、いつからの時期の分を上げる予定でしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 予算のほうは、今回の補正でお認めいただきましたらば、12月分からの捕獲。12月分なので、12月1日以降捕獲した分ということで、皆さんのほうにご案内をしたいなというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 鹿とイノシシが1万6,000円、ハクビシンは何ぼか出せないですか。ぜひお願いします。

○委員長（小松ひとみ君） ここで傍聴の申し出がありますので、これを許します。

続けてください。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ハクビシンにつきましては、残念ながら現状で国のほうの支援もございません。財源的な面もちょっとないものですから。

もう一つ、狩猟なり免許、資格等は不要ということになりますので、皆さんの状況を踏まえますと、箱わなを町のほうでお貸ししてございますので、それを貸し出した中で皆さんのほうで捕獲に努めていただければなというふうに考えてございます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、次に進む前に新規事業の説明です。新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 新規事業等概要説明資料の2ページのほうをお開き願います。

ナラ枯れ被害木処理対策事業についてご説明いたします。事業実施主体は、岩泉町となります。事業の目的ですけれども、本年9月に町有林大牛内事業区内でナラ枯れ被害が確認されましたので、薫蒸処理、伐倒チップ処理を行い、被害の拡大防止を図るものでございます。

事業の内容でございますが、場所は小本の小掛漁港付近の町有林となっております。急斜面

のところに散在的に発生しておりますので、被害木の周辺3.6ヘクタール分の範囲については、被害木については薫蒸処理して現場保管。さらに、隣接する広範囲の12.76ヘクタール部分につきましては、広葉樹を皆伐し、チップ工場まで搬出する業務、それを委託ということで考えてございます。年度内完了を目指して実施してまいりたいと考えてございます。

事業費についてでございますけれども、2,249万2,000円で、内訳は広葉樹皆伐業務として1,967万6,000円、薫蒸処理等業務、樹幹注入も含むということで「等業務」にしてございます。281万6,000円を見込んでおります。

4、その他に記載しておりますとおり、広葉樹林皆伐業務により伐採した立木はチップ処理するため、財源内訳は売り払い代金、その他の特定財源として1,650万円、一般財源が599万2,000円としてございます。

以上、ナラ枯れ被害木処理対策事業の新規事業の概要となります。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（小松ひとみ君） 次に進みます。4目町有林造成事業費、質疑ありますか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回町有林にくしくもナラ枯れが出たということで、皆伐ですが、これの樹種、ナラがどのぐらいで、どのぐらいの樹齢の木なのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

その他広葉樹ということで、森林簿上、確認はしておりますが、現地毎木調査等を行っているわけではございませんので、どの樹種がどれぐらいあるかというような把握まではできておりません。ただ、森林簿上、広葉樹の林齢については65年生ということで、こちらでは把握しておりました。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回は町有林なわけで、町が主体的にやると。町内、小本地区を含めて、民有林にナラ枯れ被害が発生している状況が実態としてあるのかないのか、お伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

現在確定情報として確認しているのは、国有林と町有林となっております。あと、目視で枯死が疑わしいというものについては、今材片をとって調査を行っているところでありまして、そちらについては今後私有林からもナラ枯れの被害が確認されることが想定されております。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 仮定の話で申しわけないのですが、この民有林にナラ枯れ被害木が発生した場合、枝抜きというか、被害木の伐採なり、あるいは皆伐、そういう方向に行くかと思うのですが、そういう場合、行政としての民有林に対する補助を考えているのかどうか、方向性について伺います。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 民有林に発生した場合の行政的な支援についてのご質問でございますけれども、民有林につきましては、基本的に所有者の方でお願いするという形が基本でございますけれども、そうしますとなかなか処理が進まないという状況もございます。岩手県におきましては、30年度から1立米当たり1,000円の支援事業を実施してございます。当町におきましても、今年度の当初予算において、ナラ枯れ対策ということで予算を計上させていただいております。それにつきましても、1立米1,000円という形で支援を今組んでございます。事業の周知をしながら、被害につきましては大径木の被害ということになりますので、更新を優先するというので、そういった県、町の支援を踏まえながら皆さんに周知し、更新のほうを図っていきなうというふうに思っております。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 先ほどのナラ枯れの発生は、地区的には小本ということでもいいのか、内陸のほうにはまだ確認されていないのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

小本地区ということになってございます。可能性のある今調査中というのも、現在大牛内地区ということで、その他の地区はございません。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ナラにも何種類かあるのですが、その全てのナラに寄生するおそれがあるということなのではないでしょうか。樹齢50年以上とかという話はあるのですが、その辺は町民も知りたいところだと思うので、お尋ねします。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ナラということですので、ナラから栗まで含まれます。感染しやすいという樹種におきましては、ミズナラが一番感染しやすいということで、コナラ、栗という順番で感染の可能性の高いものということで、資料は頂戴してございます。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、町内の人たち、山持っている人たちで詳しいことがわからない人たちもいると思われそうですが、紙ベースなり、ぴーちゃんを使ったりして、岩泉町もそういう状況だと。山持っている人は見回ってくれとかというようなことも必要なのではないかなと思うのですが、その辺の告知は考えていますでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 委員のご質問のとおり、住民への周知というのは重要であるなというふうに思っておりますので、今回の予算成立後、所有者の皆さんなり、あとは町民の皆さんにいろんなところで情報提供に努めてまいりたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今回これが出て、ナラ枯れがということではありますが、やっぱりこれはもう処分して、広がらないようにするということができないかなと思いますので、これがほかにふえないようにぜひお願いしたいなと思います。

関連しまして、もう一つの大きな課題、同じような課題で松くい虫があるわけですが、これナラ枯れは沿岸をずっと北上していると、あと松くい虫のほうは国道沿いをずっと北上しているというふうなことで、岩手県は躍起になってこれをとめています。岩泉町の状況はどうか。来ていないかとは思いますが、それをお答えください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 今村林業水産室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

松枯れについては、現在岩泉町内での被害の発生は確認されておりません。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、進みます。22 ページです。5 款農林水産業費、3 項水産業費、3 目漁港建設事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで終わります。

席がえをお願いいたします。

◎経済観光交流課長の発言

○委員長（小松ひとみ君） ここで発言の申し出があります。説明を求めます。

馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お時間をいただきまして、過日行われましたB—1 グランプリの関係でご報告をさせていただきます。

いわずみ炭鉱ホルモン鍋発掘隊のB—1 グランプリ出場につきましては、6 月定例会でお知らせをしていたところですが、その結果などについてご報告をさせていただきます。

第 11 回を迎えた大会は、11 月 23 日から 24 日の 2 日間、兵庫県明石市で開催されました。大会には、全国から 55 団体が出場し、主催者の発表では期間中に 31 万 4,000 人の方が来場したとのことで、本当に大きなイベントでございました。

初出場のホルモン隊ですが、十数人の隊員のほか、商工会、町職員、そして補正予算でお認めをいただきました岩泉高等学校の郷土芸能同好会の生徒 10 名などが参加したところであります。

現地での様子ですが、会場で提供したホルモンは 5,000 食を超え、隊員の皆さんはみずからのブースを離れることができないくらい、ひたすらホルモンをつくり、提供していただきました。一方、郷土芸能を通じた町の PR と来場者のおもてなしという役割を担った高校生ですが、ブースの前で演舞を始めると、たちまち人垣ができ、踊りが終わると訪れたお客様と楽しげに会話をし、交流を通じた PR もできた様子でございました。集まったお客様は、

導かれるようにホルモン隊のブースに入っていく流れとなりまして、隊員と高校生がまさに車の両輪となる活躍をいただいた結果、見事8位入賞という結果を残すことができました。

本大会への参加を通じまして、高校生はふるさと岩泉を誇りに思う心が培われたほか、出席しました閉会式では全国で頑張る食を通じた地域おこしの取り組みの発表を聞きまして、とても刺激になった様子でございました。帰町後の高校生の挨拶の中で、「私たちを応援隊に選んでくれて感謝します」との発言がとても印象に残っているところでございます。ただいま申し上げた4日間の日程を無事終了しまして、11月25日には全員が元気に帰町したところでございます。

なお、大会初日には、ホルモン隊のブースにおきまして、町長と八重樫商工会長からそれぞれ力強い激励をいただいたところであります。先週月曜日、12月2日には、隊長と高校生などによる町長への大会参加に係る報告を行い、翌日の岩手日報にはその様子が記事として掲載をされたところでございます。

以上、B-1グランプリの初出場と8位入賞の報告とさせていただきます。

○委員長（小松ひとみ君） ありがとうございます。

○委員長（小松ひとみ君） それでは次に、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） なしと認めます。

それでは次に、ここで新規事業の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長、お願いいたします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、新規事業の資料の3ページ目をごらんいただき対と思います。事業名につきましては、マイナポイントを活用した消費活性化事業となっております。

この資料からちょっと離れますけれども、この制度の概要について、まずお話をさせていただきます。この制度は、来年9月から実施予定となっておりますマイナンバーカードを活用した買い物ポイント、いわゆるマイナポイントとなっております。消費増税を受けた景気対策の一環として導入されるものとなっております。具体的には、交通、流通系のICカード、スイカとかワオンなどが挙げられますけれども、こういったものや、スマートフォンなどによるQRコード

の利用に際しまして、2万円のチャージ（前払い）や支払いに対して、25%、5,000円分のポイントが付与されるというものとなっております。

これの準備といたしましては、利用するに当たりましては、まずはマイナンバーカードを取得していただくというのが前提になります。そのカードを取得した後にポイントの口座番号に相当するマイキーIDというものを別途取得していただきまして、利用するICカードなどに関連づけるという必要がありまして、スマートフォンや自宅のパソコンでも入力できますが、方法がわかりづらいというふうな指摘もございまして、その制度の普及が非常に重要になってくるというふうに考えております。今回の町の対応、補正予算では、ただいま申し上げましたマイキーIDの設定支援と町民への周知を図ることを目的に関係予算を計上しようとするものとなっております。

では、資料のほうに戻りますけれども、実施主体につきましては岩泉町となっております。事業の目的については、今説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきますけれども、この制度の詳細については現在国のほうで検討中ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事業の内容は、1番の事業の内容、先ほど申したID設定支援に係る住民への周知となっております。事業費等については、消耗品費と印刷製本費、それぞれごらんの金額を計上しております。

特記事項に移りますけれども、こちらのほう、補助事業となっております、国のほうの個人番号カード利用環境整備費補助金ということで、10割の支援をいただくということになっております。

事業費については、補助対象事業費と同額の30万1,000円、財源内訳はごらんとおっております。

これは、過日の新聞報道になりますけれども、国のほうでもこの制度がうまくいくかということとでいろいろ考えているという状況になっております。この制度の普及に向けまして、国のほうでマイキーIDを民間のコンビニとか銀行とか、民間の店舗でも発行する方向で調整に入ったというふうに報道されておまして、これにかかる費用を本年度の補正予算、あとは新年度当初予算で関連経費を盛り込むというふうに報道されているところになります。

以上で説明のほうは終了とさせていただきます。それでは、ご審査方よろしくお願ひいたしま

す。

○委員長（小松ひとみ君） 説明が終わりました。

2目商工鉦業振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 3目地場産業振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 4目観光施設費、質疑ありませんか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここ工事請負費、皆減になっておりますが、この説明をお願いいたします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池観光交流室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

早坂のトイレ改修工事につきましては、国の補助事業を使って整備をするということで考えておりました。この国の補助事業というのがインバウンド向けの事業ということで、訪日外国人の旅行者の拡大に向けた事業ということになっております。募集期間内に補助金の要望を提出したところではございますが、残念ながら審査にパスできなかったというところがございます。理屈づけとしましては、盛岡から龍泉洞まで来るお客様に途中の早坂にも寄ってもらって、長い移動時間を楽しんでいただくというような中身であったのですけれども、どうしても龍泉洞からの距離が遠いというところと、早坂自体がまだインバウンドのスポットに力が弱いというところがございます。今年度は採択にならなかったということがございました。ただ、我々といたしましても、早坂高原のトイレの改修というのはどうにか達成したいものだと考えておまして、今年度は残念ながら皆減、事業見送りということにはさせていただきましたが、次年度以降に向けましては新しい補助事業のメニューを開拓するなり、再度この事業についてはチャレンジしたいと考えているところでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） チャレンジするというので頑張ってもらいたいわけですが、これによって使用する人に問題はないのか。あとは、今年度のこの早坂高原を利用した客数は何

名いたのか、そこをお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

1点目につきましてですけれども、工事をしないことによって、現状和式トイレになっておりますので、トイレが使用できないわけではないので、補助事業を入れて洋式化にして、利便性、快適性を向上するというのが目的でございましたので、まず利用することについては特に問題はありません。

今年度の早坂高原の利用者でございますが、済みません、今年度の実績はちょっと今集計中でございます、昨年度以前の3カ年の入り込み者数から申し上げますと、昨年が若干少ない5,300人だったのですが、それ以前のところから申しますと7,000人から8,000人ぐらいの入込み者数がございますので、それなりの人数が使われている施設だという認識でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ありがとうございます。

それで、この補助事業を当てにしているわけですが、今回皆減になった理由が立地的なもので、もし補助事業が見つからない場合は単費でも行うという考えはあるか、そこをお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

今岩手県の観光課とも連絡をとり合ひまして、これに使えるほかの事業がないかというところで調整をしているところであります。まだ不確定な部分ではございますけれども、別事業で使えるかもしれないよというお話や、全く国の補助事業と別枠での岩手県の事業の中で、もしかすると採択できるかもしれないというところで、今情報収集を一生懸命やっているところでございます。まずは、基本的には特定財源を見つけてやるということが基本ではあります、観光施設ということで起債の対象にもなってきますので、その辺は財政当局とも相談しながら、実施に向けて検討してまいりたいと思います。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、商工費を終わります。

席がえをお願いいたします。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なし。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費。

10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 18 節の備品購入費で、除雪ドーザ購入 3,113 万円、これが皆減になってい
ますが、これは何か理由があってやめたのかどうか。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐藤施設管理室長。

○委員長（小松ひとみ君） 佐藤施設管理室長。

○施設管理室長（佐藤育男君） お答えします。

これは、社会資本整備総合交付金という国土交通省の所管の補助事業を導入して購入する備品
の予定だったのですけれども、今年度当初内示額がゼロで来まして、それでまた新年度改めて当
初予算で計上させていただいて、今年度は皆減させていただくということでやらせていただきま
した。

○委員長（小松ひとみ君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 最近は雪も余り降らないので、購入しなくてもいいようにやめたのかなと
思っていましたが。

次に、下の 19 節、生活道整備事業補助金、これも生活道、まだやってもらいたいという人があ
れば、申し込みがあれば、受け付けというか、やってくれるのかどうか。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐々木主幹。

○委員長（小松ひとみ君） 佐々木主幹。

○地域整備課総括室主幹兼復興課総括室主幹（佐々木寿行君） 台風第 10 号豪雨災害に係る生活道
補助でございまして、まだ護岸工事が完成していない箇所、あるいは業者が見つからない等々の
理由で、まだ手を挙げられない方もいらっしゃいますので、新年度においても予算計上をお願い
したいと考えております。

○委員長（小松ひとみ君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） これは、1 割負担だったような気がするのですが、結構つくってもらいた
いというところもあるのです。台風の災害復旧が終われば、またあるということで、よろしくお

願います。

以上です。

○委員長（小松ひとみ君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 7款土木費、5項都市計画費、2目公共下水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、席がえをお願いします。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） それでは、また席がえをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担当課では既に見たり聞いたりしているかと思うのですが、実は岩中の校庭、これが尋常でなく、大雨なり雨が降るとなかなか水が引かないということで、野球なりサッカーの関係者の皆さんから何とか排水対策をしてもらいたいというような声があるのですが、どのような現状を認識して見ておられるのか、まずお伺いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 岩泉中学校の校庭の関係ですけれども、学校のほうから情報はうちのほうには入ってはいないようですが、確かに私も通勤で通るときに、雨が多いときは校庭のほう

の水はけが悪いのは前から認識はしてございましたので、再度学校のほうに確認しまして、議会でもそういう話があったよということで、相談しながら、ただなかなか排水自体を改善するのはかなり難しい部分もございますので、そこも相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、進みます。9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 9款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費。

1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 15節の岩泉球場の散水用井戸の改修工事、これの中身をお示してください。

○教育次長（三上義重君） 田鎖社会教育室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 田鎖社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えいたします。

現在散水用の井戸がございますけれども、こちらがことしの夏、渇水という形で水をまけない状態になっておりました。これを改善するために、現在8.8メートルの水深といたしますか、井戸の深さでございまして、こちらを25メートルまで掘り下げて、地下水を確保して改善を図りたいという内容でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） わかりました。そうすると、そこまで掘れば問題なく使えるというのがわかったためにやるのでしょうか。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 自信を持って「はい」と言いたいところではございますが、実際のところは今年度イースタンリーグが来る前に、あのときにもう渇水時期で大変困っておりました。うちのほうでも何かいい方法はないかということで、3つぐらい、ちょうど乙茂の球場の周辺を地質とかやっている業者さんに相談しながら、どんな方法が一番お金がかからなくて確実に出る方法があるのかということで相談はいたしまして、1つは新しい井戸を掘るかということで、こ

れだと 2,000 万円を超えるようなものになると。それで、あと次の方法とすれば、ワサビの水を揚げているところがありますが、岩泉球場のレフト側の奥のほう、そちらのほうで今水をくみ上げている部分があるので、そこから分岐できないものかということで、そこも農林水産課のほうにも相談しながらやりました。それもやっぱり 1,000 万円ぐらいかかるだろうという話もありました。

そこで、一番いいのは、現状のところを、長い深い管を差してやって、そこにポンプも小さいのがあるので、それでくみ上げる方法があると。それであれば、経費的にも 500 万円ぐらい。はっきり原因が河川の工事と言えないところがございますが、ただ河川のほうが 5 メートルほど下げておりますので、それよりも下の 25 メートルまで、今の 8.8 メートルからまた 16.2 メートル下げれば、まずは水のほうは確保できるのではないかと進めておりますので、ぜひ新年度に、追加で出なくて、また予算の要望がないように私どもも頑張って進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 7 番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 岩泉球場に関して伺いますが、先般県営球場の新設構想が出ました。そうすると、球場のみならず、球場を多目的に活用するような、県民にも使ってもらいたいというふうな構想が出ました。岩泉球場は、その関係者にとってありがたいのですが、野球関係者のみで管理をしたり、使用しています。あれを周辺の活用も含めて、ふれあいランドのほうになかなかランニングコースもとれないというふうなことで、一体としてスポーツ施設の活用の枠を広げてもらえれば、同じ経費をかけながら、野球だけではない方々も利用の幅が広がるのではないかと思います。そういうご検討をなされたことがあるかないか、お願いします。

○委員長（小松ひとみ君） 三上教育次長。

○教育次長（三上義重君） 検討をしたかどうかということになれば、そこまではまだ検討のほうはしてございませんでした。ふれあいランドのほうは今復旧に向けて動いていましたので、そのところで、今のところまだ時間がかかりそうであると。今委員からお話があったとおり、そこまでの間に岩泉球場のほうも活用して、少しでも今の面積のところでも有効にできるのではないかとのお話も伺いましたので、その辺はまた、今の終わった後でもよろしいですし、こういったのがあるのではないかとご意見もいただきながら、それを参考に検討のほうはしてまいりたいと思います。今は、全く検討はしてございませんでした。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 球場の内部に手をつけるとなると、やっぱり関係者とのすり合わせとか、結構問題点も出てこようかと思いますが、ネットの周囲に1メートル50から約2メートルのランニングコースがとれるくらいのステップがあるのです。あそこだけでも、例えば地域整備課と協議をして、そこに切削材とか、あれを敷き詰めて、ちょっとした工夫をすると、子供たちが安全にタイムをはかれたりというふうなこともできますので、あそこら辺を一体とした、そうすると道の駅に来る人たちもふえるのではないかなと思ったりもして考えましたので、これについてはぜひ検討をしてみてください。要望で終わります。

○委員長（小松ひとみ君） 要望とします。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、3目学校給食費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） では、教育費を終わります。

席がえをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 2目林業施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 進みます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 次のページに行きます。10款災害復旧費、3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 11款公債費、1項公債費、1目元金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 2目利子。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。11款分担金及び負担金、1項分担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 11款分担金及び負担金、2項負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 13款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 13款国庫支出金、2項国庫補助金、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 次のページに行きます。13款国庫支出金、3項国庫委託金、質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 14款県支出金、1項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 14款県支出金、2項県補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 15款財産収入、2項財産売払収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 17款繰入金、2項基金繰入金、質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 18款繰越金、1項繰越金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 19款諸収入、4項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 20款町債、1項町債、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

◎議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、給与改定等に伴う補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものとしましては、5ページでございますが、1款1項1目一般管理費の13節委託料で、国保システム改修委託料102万9,000円をお願いしてございまして、歳入のほうでは国庫補助金を充てるものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、事業勘定を先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業執行見込みによる補正が主なものとなっております。

歳出では、4ページでございますけれども、2款4項1目高額介護サービス等費で高額介護サービス費962万4,000円をお願いしてございますし、前のページ、3ページに戻っていただきまして、歳入では7款1項1目の繰越金802万1,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑ありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 歳出の2款4項1目、高額介護サービス費で962万4,000円あります。この高額の内容と人数を教えてください。

○町民課長（三上久人君） 石垣主査。

○委員長（小松ひとみ君） 石垣主査。

○長寿支援室主査（石垣直美君） お答えします。

高額介護サービス費についてですけれども、同じ月に利用した介護サービス利用者の負担の1割から3割の合計額が限度額を超えたときに、超えた分が高額介護サービス費として後から給付されるのですけれども、金額の内訳ですけれども、該当になる月が利用月の2カ月後に決定になるので、そちらで勧奨通知を出して、申請を出していただいて、お返ししている形になるので、定例分のサービス分が平均で月208件で、1件当たり1万1,839円の平均となっております。増額分のところで、申請勧奨をしても申請が出されない未申請者の方について、勧奨を進めているのですけれども、なかなか家族さんがこちらにいらっしゃらなかったり、申請につながらない方がおまして、そちらの方の未申請者の遡及分が2年間遡及可能でして、そちらの方が8名おまして、金額で220万円見込んでおります。施設のほうを利用されている方が主になっていまして、施設のほうの職員の方を通じて家族さんのほうにも申請をするように勧めてはいるのですけれども、なかなか申請につながっておりませんので、そちらのほうをさら

に出していただくように勘案して、遡及者分を盛り込んだ形になっております。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） わかりました。いずれ介護保険制度なり介護の会計がどんどん膨らんでいくというふうなことから、この額も1,000万円近く12月で出てきたものですから、そこら辺のところの事前に予防なり、それから手だてを打てる分があれば、そこで打っていただきたいというふうな願いから質問させていただきました。要望で終わります。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで歳出を終わります。

次、歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで歳入を終わります。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、席がえをお願いいたします。

◎議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 13 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改定、それから事業執行見込み等に係る補正でございます。

歳出の主なものでございますけれども、8 ページをお願いいたします。1 款 2 項 2 目水道施設費の工事請負費で 7,771 万円の減額補正でございます。二升石簡易水道配水管の布設がえ工事、それから国境簡易水道配水管移設工事、それから安家簡易水道配水管布設工事でございますけれども、これは他の工事とのとり合いがありまして、なかなか進捗が図られないということで、本年度の事業実施につきましては皆減あるいは減少させる補正となっております。

歳入でございますけれども、5 ページをお願いいたします。7 款 1 項 1 目の雑入では、一番下、安家簡易水道配水管移設補償費 3,677 万 2,000 円を計上させていただいてございますけれども、これは安家の河川改修に伴う補償費でございます。

下の 8 款 1 項 1 目衛生債では、先ほど工事の減ということで、トータルで補正額 1 億 2,210 万円を減額補正するものでございます。

戻っていただきまして、2 ページをお願いいたします。2 ページの第 2 表、地方債補正でございますけれども、補正後の限度額を 1 億 3,920 万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7 ページをお開きください。7 ページから 8 ページ、9 ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） なしと認めます。これで歳出を終わります。

歳入に入ります。4 から 6 ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。

次に、第2表、地方債補正に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

◎議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改定、それから事業執行見込み等の補正でございます。

歳出の主なものは、4ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で11節需用費、印刷製本費でございますけれども、パンフレットの増刷で112万2,000円をお願いしてございます。

戻っていただきまして、3ページ、歳入でございます。1款1項1目施設観覧料で777万4,000円の増を計上させていただいております。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 印刷製本費の112万2,000円ということで、これから冬の観光等も迎えると思いますが、この事業内容についてお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池室長からお答えします。

○委員長（小松ひとみ君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） 印刷製本費の内容でございますが、昨年度にコンペを実施いたしまして、町の総合パンフレットが昨年の11月から新しくなってございます。昨年度1万5,000部作成いたしまして、今年度当初も2万部作成しております。その後、町内だと道の駅ですとか、ホテルですとか、あとはガソリンスタンドなどにも配架しておりますし、県内では各道の駅、宿泊施設、観光協会、あとは公共交通機関などにそれぞれ配付をさせていただいておりますけれども、どうもこのパンフレットのできばえがいいらしく、売れ行きが非常によくて、各施設から在庫が少なくなったので送ってほしいという問い合わせを多数いただいております。現在の残部でいきますと、来年度の新年度に新しく増刷するまでに在庫がもたないということで、今回補正で計上させていただきましたという内容でございます。

〔「何部増刷」と言う人あり〕

○観光交流室長（菊池修二君） 失礼いたしました。1万部の増刷でございます。

○委員長（小松ひとみ君） 7番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 人気でよかったと思いますが、ただ17万5,000人から20万人来るという中で、印刷しているのがトータルしても去年からで4万5,000部です。ということは、皆さんに再度、リピーターを募るということからいうと、また補正で人気でしたと要望しなければならないような事態が出そうなので、そこは精査しながら、また頑張ってください。

終わります。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今の印刷製本費のところなのですが、済みません、どういうパンフレットかちょっと見ていないのだけれども、QRコードなんかで深掘りできるようなことにしているのかどうなのか。というのは、議会だよりで広報クリニックに行ったら、全ページにQRコードをつけて、みんながもっとわかるようにしろというようなことがあったのです。やっぱりパンフレットもこれからは表面的なものではなくて、そのことでお客さんが町内あるいは町外にも動くのではないかなと思うのですが、その辺についての対応はなされているのでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 菊池観光交流室長から。

○委員長（小松ひとみ君） 菊池観光交流室長。

○観光交流室長（菊池修二君） お答えいたします。

まずもってでございますが、昨年度新しいパンフレットができた際には各議員の皆様にも配付させていただいておりましたので、一度ごらんになったことはあるのではないのかなと思っております。

QRコードの件でございますが、全ての観光スポットではございませんが、龍泉洞なり、早坂高原なり、幾つかの観光スポットのQRコードをつけまして、動画が見られるようなものにしてございます。ということでございます。

○委員長（小松ひとみ君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そのQRコードでぜひやってほしいのは、宇霊羅山からドローンを飛ばして、町内と龍泉洞側を、それが動画で見られて、自分たちはこういうところで龍泉洞に入っているのだというのがわかるようなものをつくっていただいたらもっといいかなと思いますし、あとは町長室から見える宇霊羅山とかということでもちっちゃくつくって、おかめっこ岩とか、ひんだりへの字だとかというのがわかるように、何でもいい話と言えれば何でもいい話なのだけれども、そういう楽しいところも、へえっと思わせるようなところもぜひやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 要望にいたしますか。

○委員（三田地久志君） 答弁してください。

○委員長（小松ひとみ君） 馬場経済観光交流課長、お願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 貴重なご意見ありがとうございました。

まず、おっしゃったように最新のものであったり、これから取り入れるべきものであれば、可能なものはどんどん取り入れていきたいと思っております。あと、宇霊羅山であったり、町長室から見える宇霊羅であったり、そこもこの間話題にも上りました。地域おこし協力隊員とも協力しながら、わくわく、どきどきするような観光地づくりに努めていきます。

○委員長（小松ひとみ君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） これで歳出を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで歳入を終わります。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

では、席がえをお願いします。

◎議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小松ひとみ君） 議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補

正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正と、あとは修繕料等の事業執行見込みの補正でございます。

歳出の主なものでございますけれども、6ページをお願いいたします。1款1項2目施設管理費で修繕料990万円をお願いしてございますけれども、これは浄化センターの脱水機の電気関係が故障しまして、今回修繕をお願いするものでございます。

歳入でございますけれども、4ページをお開き願います。5款1項1目の繰越金で1,036万7,000円をお願いしてございます。

2ページをお開き願います。第2表の地方債補正で、限度額をゼロとするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（小松ひとみ君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。6、7ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。4ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。2ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（小松ひとみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（小松ひとみ君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 2時54分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和元年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

小 松 ひ と み
